

所得税の確定申告と市県民税の申告は 3月15日(木)まで

今年も所得税・市県民税(住民税)の申告時期となりました。この申告では、前年1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得について計算し、税金の額を確定します。必ず期限内に正しく申告してください。

所得税確定申告が必要な方

▼事業所得や不動産所得、譲渡所得などがある方

▼給与所得者で次のいずれかに該当する方

○給与の収入金額が2千万円を超える方

○給与の支払を1か所から受けている、給与所得以外の所得が20万円を超える方

○給与の支払を2か所以上から受けている、年末調整されなかった給与収入と給与所得以外の所得が20万円を超える方

▼確定申告で還付を受けたい方

○医療費控除や住宅借入金等特別控除など各種控除を受ける方

○公的年金に係る雑所得のみで源泉徴収された税金が納め過ぎの方など

市県民税申告が必要な方

▼平成24年1月1日に、市内在次のの方

○確定申告の必要はないが、前年中何らかの所得があった方

○給与所得者(パート・アルバイト含む)で、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない方

▼収入、所得がない方で次の方

○扶養者の勤務先や官公庁への証明書等の提出が必要となる方

○国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料で軽減等の算定が必要な方

○その他、サービス給付のために所得の把握が必要となる方

所得税の確定申告

確定申告会場
栃木工芸会館(片柳町2丁目)

- 開設期間
2月16日(木)～3月15日(木)
※土・日曜日を除く
- 時間
午前9時～午後4時
期間中は栃木工務署庁舎での申告相談は行っていません。
- ◇問合せ先
栃木工務署 ☎(22)0885

確定申告には、パソコンが利用できます。自宅のパソコンで期間中いつでも申告書の作成・提出ができます。

○申告書の作成
国税庁のホームページ「確定申告書作成コーナー」で作成した申告書などを印刷し、そのまま提出できます。(郵送も可)

○電子申告(eTax)
eTax(国税電子申告・納税システム)で、自宅から申告や納税が可能です。なお、ご利用には事前に手続きが必要です。

《利点》
・申告会場へ出かける必要がありません。(期間中は24時間対応)
・最高4千円が税額控除(電子証明書等特別控除)されます。(過去にこの控除を受けた場合は対象外です)

【国税庁ホームページ】
<http://www.nta.go.jp>

市県民税の申告

日時および場所

左記の日程表のとおり行います。会場および日時をご確認のうえ、申告にお越しください。

混雑緩和のため、なるべく割り振りの受付日にご来場ください。ただし、割り振り日で都合が悪い方は他の日程および他の庁舎・会場でも受付します。

・通常時間に来場できない方のため、左記の期日は午後4時～6時30分まで延長して受付します。

- 西方地域
2月28日(火)、29日(水)
- 栃木地域
3月1日(木)、2日(金)
- 大平地域
3月5日(月)、6日(火)
- 藤岡地域
3月7日(水)、8日(木)
- 都賀地域
3月9日(金)、12日(月)

◇お願い
○期間中は、市役所本庁および各総合支所市民税担当窓口では申告の受付は行いません。各申告会場で申告してください。

○医療費控除の金額や事業収支等は事前に集計してからお越しください。

○本庁舎へ来場の際は、駐車場が限られていますので、なるべく車でのご来場はご遠慮ください。

○次の確定申告は、市県民税会場では受付できない場合があります。事前にご確認ください。

・初年度の住宅借入金等特別控除
・土地や建物・株式等の譲渡所得
・先物取引に係る雑所得
※青色申告、国外扶養をする方の申告は受付できません。

◇申告に必要なもの
○売上、収入、経費などがわかる収支内訳書等
○給与収入、年金収入のある方は源泉徴収票(コピー不可)
○社会保険料(国民年金・国民健康保険税等)の領収書
○生命保険料等の控除証明書
○障がい者控除を受ける場合は、状況を証明する手帳もしくは証明書
○医療費控除を受ける場合は医療費の領収書、補てんされた金額のわかるもの
○その他、収入確認、控除に必要なもの
○還付申告の場合
通帳又は口座のわかるもの
○印鑑(朱肉を使用するもの)

市県民税申告相談受付日程表																
3月											2月					
15日(木)	14日(水)	13日(火)	12日(月)	9日(金)	8日(木)	7日(水)	6日(火)	5日(月)	2日(金)	1日(木)	29日(水)	28日(火)	27日(月)	24日(金)	23日(木)	
大平地域全域	下高島、上高島、北武井	横堀、牛久、上午久	川連、蔵井	土与、真弓(東)	真弓(中・西南)	西山田(1・2・3)	下皆川(1・2)	富田日立、中央町(全)	富田(4・5)	富田(2・7)	富田(1・3・6・8)	西野田(1)、榎本(上・下)	西野田(2)、西水代(上・2)	榎本(旭)、伯仲(北南西)	西水代(上1・瓜畑)	西水代(上3・下)
藤岡地域全域	藤岡地域全域	藤岡地域全域	藤岡地域全域	城山、南山 小出山 下宮	羽黒	仲町、新町	上町、東原	荒立、荒立北、向山、山合	大田和太田	甲	甲	大前(6区)	大前(5区7区)	赤麻(2区4区)	赤麻(1区3区)	西前原、富吉、中根
都賀地域全域	宿坪、中郷、野上	南嶺、十文字、仲坪	富張	木の水、木の北	木の水	大橋、深沢	原宿、桜内、白久保	升塚	平川(401番地)	平川(1・400番地)	合戦場(651番地)	合戦場(251・650番地)	合戦場(1・250番地)	鷲宮、桜本	上新田、中荒井	橋本
西方地域全域	西方地域全域	西方地域全域	西方地域全域	上組東	栄町	木の宮西	木の宮東	大沢田	小倉山下	柴中	元中部	古宿	金井新田	弥八内	和久井、金井北	下宿北
西方地域全域	西方地域全域	西方地域全域	西方地域全域	上組北	金崎南、上組南	木の宮東	木の宮西	中宿	宿裏町	柴南	柴西	峰	西金井	薬師堂、金井東	原、神塚	下宿南
西方地域全域	西方地域全域	西方地域全域	西方地域全域													
都賀地域全域	都賀地域全域	都賀地域全域	都賀地域全域													
藤岡地域全域	藤岡地域全域	藤岡地域全域	藤岡地域全域													
大平地域全域	大平地域全域	大平地域全域	大平地域全域													
栃木地域	栃木地域	栃木地域	栃木地域													

◇問合せ先

本庁	市民税課	☎(21)2124
大宮	税務課	☎(43)9208
藤岡	税務課	☎(62)0902
都賀	税務課	☎(29)1101
西方	地域まちづくり課	☎(92)0304

※市県民税申告の延長(午後4時～6時30分)受付は次のとおりです。
 西方地域▼2月28日(火)29日(水) 栃木地域▼3月1日(木)2日(金) 大平地域▼3月5日(月)6日(火) 藤岡地域▼3月7日(水)8日(木) 都賀地域▼3月9日(金)12日(月)